

最高裁秘書第3019号

令和元年6月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月10日付け（同月13日受付、最高裁秘書第2575号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和43年6月20日付け最高裁判二第137号刑事局長回答「刑事補償法の解釈運用について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

刑事補償法の解釈運用について

昭和43年6月20日刑二第137号刑事局長回
答

(照会)

右法律第二四条に基づく公示につき、差しせまつた案件がありますので、左記事項について至急ご回答くださいと照会します。

なお、案件は別添刑事補償決定写のとおり多数の者が同一の事件に関係したものであり、しかも申立人は東京・千葉・広島・高松の一都三県にわたつて各住所を有するものであつて、その申立は別添申立書写のとおり、全員各紙（編注官報、中国、朝日、毎日各新聞）への公示を求めるものである。

記

一 同法第二四条第一項にいう申立人の選択する三種以内の新聞紙について。

裁判所はその申立に拘束されるかまたは申立の範囲において種類回数に関し裁判所の裁量が許されるか。

二 右に関連して例えば、朝日新聞全国版を選ぶ場合、東京本社版と大坂本社版は一種と解すべきか、二種と解すべきか。

(別添省略)

(回答)

本年六月四日付貴府訟庶第一七一号をもつてご照会のあつた標記については、左記のとおり回答いたします。

記

一 三種以内の新聞紙の種類の選択に関しては、申立に拘束されるが、その掲載方法、掲載内容、掲載回数については裁判所の裁量が許される。

二 各新聞紙の東京本社版、大坂本社版あるいは全国面、地方面等の区別は、右にいう新聞紙の種類にはあたらないと解するのが相当である。